

文教委員会資料②

1 令和元年第5回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第162号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

こども未来局

(令和元年11月21日)

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第3項各号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第14条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第14条第1項において準用する児童福祉施設基準条例第45条第3項第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第3項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条（後段を除く。）並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第45条第3項第1号	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をい	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物	第45条第3項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物

改正後				改正前			
		<u>う。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）</u>					